

かわさき脱炭素・最幸すまい協議会規約

第1章 総則

第1条（名称）

本協議会の名称を「かわさき脱炭素・最幸すまい協議会」（以下、本協議会という）とする。

第2条（目的）

「健康」「快適」「経済性」「防災性」を兼ね備えた脱炭素社会にふさわしい高レベルの断熱性能と再エネ設備（太陽光発電設備、蓄電設備、電気自動車用充電設備）を備えた最幸の住まいである「省エネ性能のより優れた住宅」（以下、省エネ住宅という）の普及に向けて、工務店、メーカー、建材流通事業者等、及び川崎市民と川崎市、川崎市地球温暖化防止活動推進センターが連携し、省エネ住宅に関する情報提供、新築・リフォームの相談対応等を推進することを目的とする。

第3条（事業内容）

本協議会の事業は次に掲げるとおりとする。

- (1) 省エネ住宅／マンションに関する情報提供
- (2) セミナー及び相談会による情報提供
- (3) その他省エネ住宅の普及に関わる取組

第4条（構成）

本協議会は、省エネ住宅の普及を自らのメリットと捉え意欲的に取り組む事業者や団体、川崎市民の組織、及び地球温暖化防止活動推進センターにより構成し、これらの多様な主体が連携することで相乗効果を発揮できる体制を目指す。

第2章 運営

第5条（構成員）

本協議会に参加できる者は、以下全ての事項を満たすこととする。

- (1) 脱炭素社会にふさわしい高レベルの省エネ住宅の普及促進のため、川崎市の脱炭素政策を理解、賛同する法人又は団体であること。
- (2) 住まい手や分譲マンション理事会等へ「省エネ意識の向上、行動変容」を促す情報提供、現場見学会や体感型ワークショップ等の取組を自発的かつ意欲的に行う法人又は団体であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に

規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

2 前項のほか、本協議会に参加できる者は、以下全ての事項を満たすこととする。

- (1) 川崎市の脱炭素政策を理解、賛同する法人又は団体であること、並びに前項の法人又は団体と連携した取組を自発的かつ意欲的に行う法人又は団体であること。
- (2) 本協議会の結成後に参加を希望する者は、構成員の1者以上から推薦を受けること。
- (3) (1)の取組を行うにあたり、本協議会に参加する他の者と積極的に連携し、相乗効果を高める意欲がある法人又は団体であること。

第6条（入会）

本協議会の構成員になろうとする者は、別に定める入会申出書（前条第2項により推薦を受ける必要がある者にあつては入会申出書とあわせて、本協議会に参加する他の事業者からの推薦書）を、本協議会事務局に提出し、承認を得なければならない。また、入会申出書の提出については、電子的な手段を用いるものとする。

第7条（退会）

構成員が本協議会を退会しようとするときは、別に定める退会届出書を事務局に提出しなければならない。また、入会した構成員が、解散し又は破産したときは、退会したものと見なす。

第7条の2（除名）

構成員が次のいずれかの事項に該当するときは、これを除名することができる。

- (1) 本規約・会則に違反したとき
- (2) 他の構成員に損害を与えたとき
- (3) 公序良俗に反する行為を行なったとき
- (4) 会議及び活動に参加実績がなく、今後も見込まれないと判断されるとき
- (5) その他、除名相当の理由があったとき

第8条（費用負担等）

本協議会の活動実施に当たり、構成員はそれぞれの活動に必要な費用を負担することを原則とする。費用負担等必要な事項については、構成員が事務局と協議の上、決定する。

第9条（事務局）

事務局は、川崎市地球温暖化防止活動推進センターが担うものとする。

2 事務局は、本協議会の庶務及びその他の事業を処理する。

3 事務局は、各構成員が行う取組について、構成員との協議により運営方法等を決定するものとする。

第10条（幹事会）

本協議会は、事務局を補佐し、活動を円滑に進めるため、構成員の中から幹事団体を選出し、幹事会を構成する。

第3章 活 動 等

第11条（活動）

本協議会では、第2条に掲げる目的を達成するため、住まい手や分譲マンション理事会等へ「省エネ意識の向上、行動変容」を促す情報提供、現場見学会等の取組を各構成員が自発的かつ意欲的に行うものとする。

2 前項の取組を行うにあたり、本協議会に参加する他の構成員と積極的に連携し、相乗効果を高めるものとする。

3 第3条に定める事業について、構成員が主体的に実施する事業において本協議会の名称を使用するときは、事務局に承認を得て、使用するものとする。

4 活動にあたっては、川崎市と連携して行うものとする。

第12条（会議）

会議は、必要に応じて事務局が招集し、進行する。開催に関して、書面又は電子メールによる開催とする事ができる。

2 会議では、次の事項を議事事項とする。

- (1) 第3条に掲げる各構成員の自発的な取組の共有に関する事。
- (2) 本協議会の事業計画に関する事。
- (3) 本規約の改定に関する事。
- (4) その他事務局が必要とする事項に関する事。

第4章 情報公開及び個人情報の保護

第13条（情報公開）

公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容等を積極的に公開するものとする。

第14条（個人情報の保護）

事務局及び構成員は、本協議会の事業により取得した個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について、必要な措置を講じなければならない。

第5章 補 足

第15条（その他）

本規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は事務局が定める。

附 則

この規約は、2026年5月28日から施行する。